

【研究論文】

20世紀初頭横浜金沢の地域社会と小学校

—久良岐郡六浦荘村立三分小学校校長平田恒吉に着目して—

真辺 駿(横浜国立大学大学院)

はじめに

本稿は、学校と地域社会との関係の形成を、世紀転換期である20世紀初頭の時期を対象として、特に小学校に焦点をあてて明らかにしようとするものである。20世紀初頭は、日清・日露戦争を経て日本が帝国主義化していく時期であり、国民国家としての基盤が強化され、地方自治制度や教育制度も確立していく時期であった¹⁾。一方で、軍事費増大による幾度もの増税が余儀なくされ、町村財政は圧迫していった。そうした地方の財政を立て直していくために、内務省主導による地方改良運動が展開されていった。

宮地正人によると、地方改良運動は「行政町村を『国家のための共同体』に転化させるため²⁾」の国家政策であり、「国家のための共同体」を構築すべく、財政面では基本財産の管理や貯蓄組合の奨励、社会的・精神的な側面では青年会などの地域団体の奨励や「公共心」の養成が企図され、この地方改良運動において、小学校長と小学校教員は「国家と町村の媒介環」として「公共心」の養成や共同一致的な体制を創出することが要請されていった³⁾。一方、大島美津子も「共同体的規制によって強制される『自営性』⁴⁾」を汲み取る運動である地方改良運動において、「町村内の教育家」が「イデオログ」として利用され、その教化活動が「学校内部にとどまらず、外延的に広く村民を対象」(傍点ママ)に拡大されたと述べている⁵⁾。

この運動における小学校長の役割について本格的な分析を試みた主な研究としては、笠間賢二と花井信の成果が挙げられる⁶⁾。花井は「学校史の立場から地方改良運動下の学校と地域との結合構造⁷⁾」を明らかにしようとし、学校の役割が「村是」で強調され、報徳社と学校が一体となり「村内諸団体の提携・協力関係を強める学校の社会化状況が現出⁸⁾」したと論じられている。一方、小学校の役割を「教化ノ中心」としての小学校ととらえ、そのあり方にどのような変容がもたらされたのかを分析した笠間は、宮城県と群馬県の「小学校教育効績者」に選定された小学校長の効績調書である行政文書などを活用し、地方改良運動下に「『教化ノ中心』という小学校の社会的性格と役割が実際の内実を伴って成立しつつ⁹⁾」あり、教師も「制度上の教師である小学校教員が、村民の敬慕の対象」として期待され、「後者へと無限定に動員されていく」ことを明らかにした¹⁰⁾。

しかし、このような在来の研究において、担い手である学校や教員が国家政策である地方改良運動を受け止めつつも、どのような個々の課題意識をもって活動していたかどうかの具体的なレベルでの分析・検討は十分とはいえ、重要な課題として残されているようである。本稿では、小学校長の〈媒介環〉としての役割に着目しながら、小学校がその所在地域との関係をどのように結んでいったのかを、小学校教員の諸活動や学校運営の側から解きほぐしていくことを通して、この課題に迫ることとしたい。

具体的な研究対象としては、神奈川県久良岐郡六浦荘村にあった三分小学校とその校長である平田恒吉を取り上げる。笠間や花井の研究では、地方行政文書や沿革誌、村是などを活用して、地方改良運動期における小学校や小学校長の地域社会との関係や役割について論じられていた。それに対して本稿では、「六浦荘村立三分小学

校沿革誌」に加え当時の同僚教員であった長島重三郎が後年記した「回想録」や修身科での訓話資料としての「郷土より得たる修身科教育資料」、また父兄に配布するための「学事報」などを活用し¹¹⁾、校長である平田恒吉がどのような課題意識をもって地域社会との関係を築いていったかを具体的に浮き彫りにする。これは、どのような役割が与えられていったのかという教師像の問題にとどまらず、在来の研究には詳述されてこなかった小学校長がどのような意識の下に活動を展開していったのかという側面を明らかにすることにつながると考える。

1. 平田恒吉の人物像

神奈川県久良岐郡六浦荘村は、1889（明治22）年に三分村と釜利谷村が合併して誕生し、1897（明治30）年に鎌倉町大字峠を編入し、三分、釜利谷、峠の三大字構成となった。同村は、横浜・横須賀間に位置する都市近郊農村という特徴を持ち、軍都横須賀に隣接していることから、海軍工廠との関係が深かった。その六浦荘村にあった三分小学校は、現在の横浜市立六浦小学校の前身であり¹²⁾、平田恒吉は1893（明治26）年に校長に就任する。

平田恒吉は、1863（文久3）年11月14日久良岐郡金澤村洲崎に生まれた。1877（明治10）年に金澤小学校の授業生として雇われ、1885（明治18）年に神奈川県立師範学校において検定試験を受け、小学高等科教員に合格している。同年11月、金澤小学校から三浦郡横須賀小学校へ転任し、翌年2月から三分小学校の訓導として働くことになる。その後、1892（明治25）年に甲種検定小学校本科正教員に合格し、翌年4月17日に訓導兼校長に就任している。平田は校長としての役職だけでなく、1892（明治25）年に六浦荘村の学務委員や神奈川県教育会の委員、久良岐郡教育会の理事長にも選ばれている。そうした広範囲での活動を展開していく中で、地方改良運動の流れとともに、所在地域である六浦荘村とのかかわりを一層深めていった。そして、当時の文部省の褒賞施策である小学校教育効績者選奨¹³⁾によって、平田は1913（大正2）年2月11日「教導感化の功学校の内外に及ぶ」として効績者に選ばれている¹⁴⁾。

平田の家庭は「固より豊ならず父なる人は青物、塩、貝類等を隣町村に荷つて商はれて¹⁵⁾」いた。しかし、平田は学問を好み金澤村にある龍華寺内の知足学舎において「原魯吉という英漢二学に造詣のある師」に就いて学んでいた¹⁶⁾。そのような彼の姿に対して「里人は『塩売の子のくせに学問に凝る、袴なんで（ママ）穿いて生意気だ』と嘲笑¹⁷⁾」するような態度であったという。同様に平田の「父なる人も学問させるのを好まれなかつた」が、それでも平田は「父上の翌日の商品たる貝掘り剥身などしてそれを交換条件に」学問に傾倒していった¹⁸⁾。そうした環境では「思ふ様に書物を購ふこと」ができず「当時は良参考書に乏し」かったため、「英語の如き人から借りて」、「一度用を足した和紙の帳簿の裏に真書を以て写し取」るような状況であった¹⁹⁾。

そうした勉強熱心な平田は、誠実で勤勉な人物で、周囲の人々から厚く慕われており、それはまさに彼の特徴である「躬行実践」がもたらしたものであった。後年、同僚教員であった長島重三郎によれば、平田は「其職務に精励」し、「毎朝出勤時刻は大抵先登第一」であり、自ら模範となって「校規及職員間申合等は先以て躬行実践せられ久しきに渉り続行して緩まなかつた」²⁰⁾。「質素を尊び儉約を重ん」じ、「謹厳にして規律を厳守し国憲国法を重んずるの念厚」く、「御真影御下賜後退出には礼拝して退下すること、定めて以来一度も失念されんとした事が無い」程であった²¹⁾。また、「情誼厚き人」であり「人に接するにみだりに声色をつくつたり綺語を弄したり」はせず、そのため「村内有力者間にも最も気受けがよかつた」という²²⁾。このように地域社会の有力者からも好意的に受け止められていた平田は、常に教育者としての自身の立場を弁え、躬行実践していたことが以下の記述に窺える²³⁾。

某日獵銃を肩にして岡本訓導と共に釜利谷へ遊獵された。会々一警察官に邂逅し免状の閲覧を求められた。二人共所持して居られたので直ちに取出して示し事無きを得た。共に歩みつゝ同訓導を顧みて「かゝる時若し無免許であつたら直ちに告発されて世に公にされる事であらふ。然らば教育の効果忽ち滅してしまうであ

らう。吾々教育者は教育の効果を挙ぐる上から言つても不断国憲国法を重んずるの要がある」と言われたことは深く同訓導の脳裡に印せられた處であると同訓導の物語られたことがある。

これは平田が同僚訓導と遊獵に出かけた際のエピソードであるが、注目したいのは彼が「吾々教育者は教育の効果を挙ぐる上から言つても不断国憲国法を重んずるの要がある」と述べている箇所である。つまり、もし遊獵の際に無免許であったらすぐに世に知られて教育者としての立場が失墜し、「教育の効果」が無くなってしまうため、「国憲国法」の規律を遵守することが重要であるということである。「教育の効果」を上げるためにも、教育者としてまずは自ら躬行実践していくことが必要であり、学校教育における児童からの評価だけでなく、地域社会のまなざしにも意識を向けていたことがわかる。

こうした地域社会に対する意識は平田の仕事に対する考えにも反映されていた。裕福ではなかったものの勉学に勤しんでいた平田が、なぜ教職の途に進んだのかを明確に示す史料は管見の限り無いが、彼は常に「経済的に恵まれない吾々は財を投じての公益は到底為し得ないが人として此の世に生れ出でた以上只人の世話のみになるだけにはすまぬから如何に小さくとも良いから社会の利するような仕事をしておきたい²⁴⁾」と述べていたという。これは、教師の立場を「社会の利するような仕事」として捉えており、平田にとって教師は地域社会の公益のための仕事であったことを示している。学校長としての立場でもあった平田は、同僚教員のなかでも特に六浦荘村の公益を意識していたであろう。そして、「本村に必要な村訓²⁵⁾」でもあった三分小学校の校訓を1904(明治37)年に制定するのである。

校訓は全体で五箇条であり、第一が「教育ニ関スル勅語ノ御旨趣ヲ奉体スベシ」、第二が「勤儉和順ハ本村ノ美風ナレバ益々之ヲ宣揚スベシ」、以下「心身ヲ勇健ニシ柔弱ヲ戒ムベシ」「学ト業トヲ修メ自治ノ精神ヲ養フベシ」「礼節ヲ守リ公德ヲ重ンズベシ」である。注目すべきは第二の「勤儉和順ハ本村ノ美風ナレバ益々之ヲ宣揚スベシ」であり、六浦荘村の美風である「勤儉和順」を宣揚することが校訓として掲げられている。この校訓第二に対する平田の説明を参照してみよう²⁶⁾。

土地ノ情況ニ依テ各地特殊ノ風俗ヲ生ズルハ自然ナリ。而シテコノ特質ハ其ノ土地ノ興廢ヲ支配ス。一村既有ノ美風ヲ保護シ横張(ママ)スルハ緊要有力ノコトニ属シ児童ヲシテ之ヲ自覚セシムルニ於テ其ノ効果最モ著シカラントス。学業ノ勤勉学用品ノ儉約及父師ノ訓戒ヲ守リ長幼相助ケルハ学校ノカヲ以テ実行セシメ得ヘキ要点トス。

これは1904(明治37)年5月23日の開校記念日に際して、校訓の発表とともに平田校長が説明を加えたものである。「一村既有ノ美風」である「勤儉和順」を保護して拡張していくことが「緊要有力ノコト」であり、これを児童に自覚させることが最も効果があると述べられている。つまり、平田の制定した校訓において、所在地域である六浦荘村の「勤儉和順」の美風を維持し広めていくことが「緊要有力ノコト」として意識されていたのである。こうした地域社会に対する意識が、後述する就学・出席奨励や村の工業化と被差別部落の問題への取り組みの淵源であった。

2. 村の工業化と自彊会の設立

1910(明治43)年9月4日、平田恒吉は海軍職員の修養団体である三分自彊会を発足させる。これは、小学校教員が学校教育だけでなく地域社会に対する教育活動の志向性を持ち合わせていたということ、そして所在地域である六浦荘村における工業化の問題が三分小学校に勤務する校長平田恒吉を含む教師たちの意識として存在していたことを示すものである。実際に「農業地が工業地に変つて来た²⁷⁾」のに伴い、三分小学校では1912(明治45)年に「小学校令改修ノ結果加設科目ハ各六時間トナリシタメ本校ハ手工科ヲ選定²⁸⁾」することに決められ、

表2 神奈川県と全国平均の小学校日々出席率の変化

年度	神奈川県		全国平均	
	尋常	高等	尋常	高等
1908 (明治 41) 年	91.84	93.28	92.43	94.53
1909 (明治 42) 年	92.43	93.98	92.34	94.60
1910 (明治 43) 年	93.29	95.18	92.33	95.36
1911 (明治 44) 年	93.22	94.26	92.74	95.53
1912 (大正元) 年	93.83	95.39	92.46	95.36
1913 (大正 2) 年	93.49	95.54	92.74	95.40
1914 (大正 3) 年	94.05	95.78	93.35	95.76
1915 (大正 4) 年	93.96	95.65	93.60	95.81

【出典】『文部省年報』より作成。師範学校附属・市町村立・私立のうち市町村立の数値を抜粋。

表3 三分小学校の就学率と出席率の変化

年度	就学率			出席率					
	男	女	計	男	女	計			
				尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等
1908 (明治 41) 年	93.80	90.43	92.18	95.01	95.47	92.61	95.97	93.92	95.36
1909 (明治 42) 年	97.60	93.45	95.62	93.59	98.05	93.16	96.86	93.39	97.27
1910 (明治 43) 年	99.58	95.77	97.77	95.03	96.66	93.89	97.75	94.49	96.94
1911 (明治 44) 年	97.12	94.39	95.84	95.56	97.07	94.74	95.76	95.17	96.63
1912 (大正元) 年	99.05	99.48	99.25	94.74	98.76	90.90	96.99	92.96	98.09
1913 (大正 2) 年	99.17	99.54	99.34	94.04	98.22	92.58	96.93	93.38	97.76
1914 (大正 3) 年	99.19	98.70	98.95	93.67	97.30	91.27	93.93	92.49	96.28
1915 (大正 4) 年	98.83	98.79	98.81	95.34	96.78	92.90	96.34	93.55	96.67

【出典】「沿革一覧表」(横浜市立六浦小学校歴史資料室所蔵)より作成。

一方、表3は三分小学校における児童数・出席率・就学率などが1912(大正元)年9月に初めて調査され、その後も継続して記入されている「沿革一覧表」から抜粋したものである⁴²⁾。就学率の変化を見てみると、1908(明治41)年から1911(明治44)年までは大幅な変動があり、特に女子の就学率が低いのに対して、大正期に突入すると急激に上昇しておりほぼ99%にまで達していることがわかる。一方、出席率の変化は必ずしも一定に増加しているわけではなく、例えば大正元年の女子の尋常科であれば90%まで低下している年度も散見される。つまり、就学に関してはその奨励の取り組みの影響が出ているが、出席率の動向を見ていくと必ずしも上昇しているわけではないことから、日々の出席奨励は容易に効果を発揮したわけではないことがわかる。

就学、特に出席奨励が課題であったとされる明治末期から大正期にかけて、その方策が具体的にどのように実施されていったのかを見ていく。まず、毎週一回の教員巡視と児童による欠席児童訪問が実施された。「職員毎週一回順番ヲ以テ各字ヲ巡視シテ欠席児童ヤ退学セントスル家庭⁴³⁾」を訪問し就学・出席奨励を行っており、これは、学校沿革誌に「学童視察規定ヲ定メ学童ノ風儀ヲ視察シ欠席児童ノ調査シ家庭ト気脈ヲ通シテ訓練ノ実績ヲ挙ゲンコトヲ期シ毎週一回職員順番ニ部内ヲ必視ス⁴⁴⁾」とあるように1909(明治42)年に開始されていた。こうした学童視察は教員だけで実行されていたわけではなく、「近藤郡視学来校平田校長金井村助役ト共ニ不就

学十名ノ家ニツキ其就学ヲ説諭シ二名ノ入学者ヲ増セリ」とあるように郡視学や村役場の協力があり、「時宜ニヨリテハ警察官ノ力」も借りていた⁴⁵⁾。そうした週一回の巡視だけではなく、農閑期における夜間の保護者会も実施され、「一月ヨリ三月ニ至ル比較的農閑期ノ時」に教員が交代で「夜間各字ニ出張シテ保護者会ヲ開キ折其序ヲ以テ就学及ビ出席ノ勧誘奨励」が行われていた⁴⁶⁾。そして、「各字ノ部長ガ欠席児童ヲ訪問スル⁴⁷⁾」ことも行われており、教員巡視と同様に1909（明治42）年に「各字男女各一名」を「部長」として、「欠席二日間ニ渉ルモノヲ訪問シ幼学者通学ノ援助」をすることが決められている⁴⁸⁾。特に学校から距離的に遠い字に対しては「男女一処ニ会集シ整列シテ昇校」させ、「男女部長之ヲ指揮シ登校日誌ヲ渡シテ事故ヲ記入」させていた⁴⁹⁾。

また、就学困難な児童に対して就学奨励のために資金援助をおこなう組織も作られていた。1910（明治43）年、神奈川県が就学率上昇のため「貧窮児童ヲ保護救助シテ義務教育ヲ了ラシムルヲ以テ目的トス」る「学童保護義会準則」を發布し⁵⁰⁾、六浦荘村でも1912（明治45）年3月に「貧困児ヲ保護援助シ義務教育ヲ終」らせることを目的として村内の釜利谷小学校と三分小学校それぞれに「学童保護義会」が発足した⁵¹⁾。沿革誌によると、1912（明治45）年2月25日に「各字組長」が集まり、「貧困児ノ援助及学業徳行奨励」を実施するために学童保護義会を設けることが決定し、「基本金ヲ募集スルノ方法ヲ定メ規則ヲモ議定」された⁵²⁾。この組織は、神奈川県訓令に準じて設立されたと推察できるが、「四十二年一月創立ノ育成会⁵³⁾」を改称したもので、そうした貧困児に対する資金援助団体は「育成会」という名称で以前から存在したことがわかる⁵⁴⁾。一方、就学困難な児童に対する夜学部の設置もされ、「如何ニ勧誘シテモ家庭ノ都合ニヨリ昼間登校シ能ハザルモノ」に対して「夜学部ニ収容」することになり、1913（大正2）年度から「通学区域内ノ学齢児童ニ対シ特殊教育」として設立されたものである⁵⁵⁾。「毎夜二時間⁵⁶⁾」当直の訓導が交代で授業し、「主トシテ修身国語算術⁵⁷⁾」が教授され、1913（大正2）年の段階で「在学児童十五人⁵⁸⁾」であったという。こうした就学奨励の多様な取り組みと共に、出席奨励に関しても尽力しており、その一端が「学事報」に以下の通り記されている⁵⁹⁾。

前年ノ通り出席歩合ヲ高ムル為字トシテ学級トシテ個人トシテ出席ヲ奨励ス。大正元年度ニ於テハ字トシテハ瀬戸部一等ノ成績ナリシ故精勤優等標ヲ授ケ各児童ニハ些少ナレド賞与ノ印トシテ一冊ヅ、ノ手帳ヲ与フ。瀬戸ハ之ニテ三年ツヰテ成績一等ナリ。今後モ益々良好ノ成績ヲアグルコトニ勉メ皆出席ノ域ニ達セラレタ□（判別不能）。他字ノモノハ又之ニ劣ラザル様一層奮勵セラレタシ。学級トシテハ尋常一学年ガ一等ノ成績ナリシ故精勤優等標ヲ授ケ教室用ノ花瓶ヲ与ヘテ賞トス。個人トシテ一日ノ欠席モナク遅刻モ早退モナクシテ精勤賞ヲ得タルモノハ百〇三人前年度ノ百二十三人ニ比シテ二十人減ジタルハ遺憾ナリ。

個人、学級、そして字を単位として出席率が優秀であるものに対して「精勤優等標」を授けて表彰し、賞与として手帳や花瓶などが与えられたことがわかる。一日も欠席せず遅刻もしなかった児童に対しては「精勤賞」を与えていた。こうして優秀な個人を表彰することで、日々の出席奨励に取り組まれており、また学級や字単位であったことは、児童個人の問題ではなく各学級や各字の問題として欠席児童の問題が扱われていたことを示すものであり、児童の家族延いては地域住民と関わり合いながら一丸となって出席奨励に取り組むことを意図していたのである。そうした出席に対する褒賞施策が、学業成績と関連付けられて以下のように述べられている⁶⁰⁾。

出席ト学業ノ成績トノ関係ハ離ルベカラザル密接ノ関係アリ。休ミ勝チノ児童ニ優等生ノアリシ例ナク学業ノ成績ヲ良好ナラシメントセバ先ヅ第一ニ休マズニ日ヲツメテ登校スルコト最モ肝要ナリ。級ノ進ムニ從ヒ愈々其必要ヲミトム。尋常五年以上ニシテ三日モ四日モ続イテ欠席センカ容易ニ其所ヲ補フヲ得ズ。補フコトヲ得ザレバ教ヘラル、事ガ分ラクナリ（マ）、分ラクナレバ学校ニ来ルノガ嫌ナリ嫌ナレバ益欠席勝チトナリ愈々分ラクナル。

出席状況と学業成績が密接に関連しており、欠席が多い児童が不振であることが説明されている。この「学事報」には、実際に各字の出席の順位と学業成績の順位が表でまとめられて掲載され、完全に相関していないものの、出席率が高い字のほうが学業成績においても順位が高いことが表に示されている。このようにして、出席することの重要性を数値化して各家庭に訴えていたことがわかる。また、数日間欠席するとその部分を補うことができず、ますます学校に行くのが嫌になるという記述からも、まず出席してもらうことには「教育の効果」が得られないという切迫した教師たちの姿が見て取れる。実際に「出席奨励ノタメ各学級出席歩合比較表ヲ毎月揭示⁶¹⁾」し、「字別出席歩合比較表ヲ毎月揭示ス⁶²⁾」することも実行されていた。

以上のように、平田恒吉は校長として「教育の効果」を上げるためにも、まず就学・出席してもらうことを各家庭に要求していた。それは毎週一回各字の巡視によって、「家庭ト気脈ヲ通シテ」就学・出席の実績を上げるために尽力し、就学困難な児童に対しては夜学部を設置していたことから明らかである。また、地域と一体となって貧困児の就学援助を実施していた「学童保護義会」の取り組みは、学校を取り巻く地域社会の問題として不就学問題が、神奈川県によって実際に訓令として取り組まれる以前から六浦荘村のなかで扱われていたことを示しており、これは、訓令として方針化されてそれに準じて地域と連携を結ぶというより、地域社会の実情に即して地域と学校が関係を形成していく実態を表していると言える。こうした活動は小学校教師だけによって行われていたわけではなく、児童自身に欠席児童の家庭に訪問させ、「学事報」に出席と学業成績の関連について説明し、各字別の出席率に対して表彰することで、小学校は地域社会との関係を結び協力を要請していった。

3-2. 被差別部落に対する差別意識の是正

明治末期から大正期にかけて、被差別部落のさまざまな状態（経済、教育、衛生、風紀など）を改めることを目的とした部落改善運動が全国各地で取り組まれ、特に日露戦後の地方改良運動の政策と結びつき、被差別部落の状態が理想的な地方自治を実現する上での障害とみなされた。この時期における部落改善運動の背景にある部落問題認識は、被差別部落の状態を問題視するものであり、被差別部落外の差別意識は是正の対象にはならなかった⁶³⁾。そうした時期以前から、平田校長の被差別部落の児童に対する差別意識の是正が、就学・出席奨励と関連して取り組まれた記述が以下の通り示されている⁶⁴⁾。

我が一部同胞に対して謂れなき因襲的差別観念を以て侮蔑を加ふることの人道よりしても国策上よりしても誠に不都合なること今更申すまでもない。現今融和問題の高唱せらるゝこと寔に以ありとする。併しながら今尚間々忌はしき差別事象を聞くこと少なくない。本村の融和状態は他地方の如き甚だしきを見ない然れども暗々裡に因襲的思想に因はるゝものなきを保せず。

先生（平田恒吉－引用者）の本校に赴任せられたる当時校内に於ても児童間賤視尚甚だしく為めに退校するの止むなき者ある程であつた。之を深く憂へた先生は賤視の實に理なきことを訓して同席を与ふつに寧当家の児童を以てし自ら些の差別をもせず範を示された。婦人講話会の如きも本問題を意味することが多かつた。現今の良状態殊に校内の融和事象の理想に近きものあるは先生の力に依ることが多い。

六浦荘村には被差別部落地域があり、その融和状態は他の地方より甚だしくはないが、「因襲的差別観念」が「暗黙裡」に存在していることが記されている。そもそも、神奈川県は全国平均と比べても県内において被差別部落が存在する市町村の比率が低く⁶⁵⁾、水平社も組織されなかったが、1920年前後に部落解放運動が各地で活発となり、その影響を受けて神奈川県は1922（大正11）年に「地方改善奨励規程」と「地方改善委員設置規程」を設け部落改善に着手することとなる⁶⁶⁾。そして、翌1924（大正13）年に融和団体である「青和会」（翌年「神奈川県青和会」に改称）が設立され、1925（大正14）年8月22日には六浦荘支部が設置された⁶⁷⁾。

平田恒吉が三分小学校に赴任してきた当初、その被差別部落地域からの入学児童が2、3名しかおらず、なか

なか「遊戯を共にする所では無く時には差別言語を公然と弄して」いる状況であった⁶⁸⁾。また、部落の児童も仕返しに「部落付近を通る他部の者に多数喧嘩をしかけ、石を投げたり又は犬を吠えさせたり」しており、その地域を「通過するのをいやがる者」が多かった⁶⁹⁾。その後校長に就任してから、「入学勧誘の結果多少増加はしたが父兄は未だ余り教育の必要否効果を認め⁷⁰⁾」てはおらず、入学しても部落の児童と「学校で座席を共にさせると」同席した他部落の児童は「嫌つて学校を欠席してしまひ、父兄からも『どうぞ同席だけは止めて下さい』と申出て来るといふ実状」であったため、「旧六浦藩主米倉子爵」を訪ね「子爵の令嬢と部落の女の子と同席すること」の承諾を懇願し、「快諾を与えられた」翌日その娘と部落の女の子を同席させた⁷¹⁾。父兄の「教育の必要否効果」に対する認知不足と被差別部落外の因襲的な差別意識に直面していた平田は、学校内の問題だけではなく六浦荘村の問題として捉えていたからこそ、「旧六浦藩主」という地域社会において有力者であった人物と関わることでこの解消に取り組み模範を示したのである。

同様に「教育の必要否効果」の認知を促すために「後年婦人講話会を開いて家庭の改善を図⁷²⁾」り、「教育者の立場から婦徳の涵養、家庭教育の注意喚起、不就学児童の根絶、出席の奨励を目ざして夜間に於て部下職員と役場員とを同伴して部落に出張して⁷³⁾」いた。実際に、「夜平田長島宮川書記ト共ニ」被差別部落地域まで出張し「保護者会ヲ開キ就学及出席奨励ヲ勧誘」する取り組みを1911（明治44）年に実施しており⁷⁴⁾、また先述の貧困児に対する就学援助をする「学童保護義会」の設立が翌年であったことを加味すると、明治末期においてもこの地域の不就学児童の問題が継続して取り組まれていたほど重要な問題であった。そこには、被差別部落外の差別意識の問題も含まれていたであろうし、そうした差別意識が是正の対象にならなかった明治末期以前から、その解決に向けて被差別部落への蔑視を解消しようと平田校長は取り組んでいたのである。

村役場との連携を取りながら家庭との連絡を図り差別意識を解消しようとした主要な人物が、学校長としての立場であった平田恒吉であり、「校内の融和事象の理想に近きもの」があるのは平田の尽力による影響が大きいと後年の「郷土より得たる修身科教育資料」には評価されている。また、彼と活動を共にしていくなかで同僚訓導もその影響を受け、特に長島重三郎は「神奈川県青和会」の六浦荘支部長に就任し、被差別部落の問題に本格的に従事していくことになる⁷⁵⁾。先述の就学・出席奨励の取り組みは、小学校における問題だけではなく、こうした被差別部落に対する因襲的な差別意識の問題も孕んでいたものであり、これは神奈川県訓令として就学・出席奨励が一層強調されてそれに即応する形で活動していた姿である一方、地域社会固有の問題を捉えその解決へと尽力する教師の姿でもあった。

おわりに

村の美風（＝勤儉和順）を保護改良するために、校長である平田恒吉が三分小学校において児童に対する訓育に取り組み、そうした「教育の効果」を上げるために、各字の巡回、自彊会の設立や保護者会などの地域団体における講話、不就学児童のための資金援助、といった学校外での活動を通して就学・出席奨励に取り組む姿を浮き彫りにした。こうした活動は、工業化の進展と被差別部落児童への差別に対する意識の下で取り組まれたのであり、平田が職工に対する教育の必要性を感じて夜学や自彊会の発足に至ったこと、また当該地域に根づく差別意識によって被差別部落の学齢児童が就学困難な状況のなか、村民たちの被差別部落に対する差別意識の改善に取り組み、就学・出席奨励を実施していたことを明らかにした。

そうした活動は平田恒吉が単独で取り組んだわけではなく、村役場の協力⁷⁶⁾や警察官、また字別の出席奨励の事例からもわかるように、地域住民を含めた取り組みであった。都市近郊農村という地域性のため海軍職工が増え工業化が進展し、一方で被差別部落の学齢児童が就学困難であった状況のなかで、平田は地域社会とのかかわりを積極的に結んでいき、学校教育外における活動に尽力したのであった。

こうした小学校と地域社会が関係を有し、学校教育のみならず所在地域に対する活動を展開する上で、平田恒吉は学校長としてまさに〈媒介環〉とも言える役割を担っていったのである。これは「国家と町村の媒介環」で

あると同時に、小学校と地域社会の関係の形成における〈媒介環〉としての働きを積極的に担っていった。

本稿では主に、小学校長であった平田恒吉を焦点に当てたが、今後の展望として当時の訓導であった長島重三郎や角田武夫、村長である布川悦五郎の実態を詳細に検討していくことで、より具体的な地域社会と小学校のかかわりを浮き彫りにすることが課題である。

註

- 1) 西川長夫・渡辺公三編『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』（柏書房、1999年）11頁。
- 2) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』（東京大学出版会、1973年）79頁。
- 3) 同上書、88-89頁。
- 4) 大島美津子『明治国家と地域社会』（東京大学出版会、1994年）296頁。
- 5) 同上書、302頁。
- 6) 笠間賢二『地方改良運動期における小学校と地域社会—「教化ノ中心」としての小学校—』（日本図書センター、2003年）。
花井信『近代日本地域教育の展開』（梓出版社、1986年）。
- 7) 花井、同上書、167頁。
- 8) 同上書、207頁。
- 9) 笠間、前掲書、277頁。
- 10) 同上書、279頁。
- 11) 主に活用した史料は「六浦荘村立三分小学校沿革誌」（横浜市立六浦小学校所蔵）、長島重三郎「回想録」（1947年、長島家所蔵）、六浦荘尋常高等小学校「郷土より得たる修身科教育資料」（1927年、横浜市立六浦小学校歴史資料室所蔵）、尋常高等三分小学校「学事報」（第三号、1913年、布川義隆家所蔵文書、横浜開港資料館所蔵）の四点である。一点目は、1900（明治33）年9月に平田恒吉が夏季休業中に編製したのを端に発し、それ以前に関しては創立当時から訓導であった佐藤忠蔵の日記を元に1873（明治6）年から編製され、当時の校長であった遠藤安太郎によって1926（大正15）年に幕を閉じている。学校制度の変遷や学習内容、教師・児童の様態や学校行事、そして地域社会との接触などについて記されている。二点目は、平田校長を「第二の父」と仰いでいた同僚訓導の長島重三郎の後年の回想録である。特に平田に関するエピソードが記されている箇所が存在し、平田の人物像や課題意識を追っていくのに重要な史料である。三点目は、1927（昭和2）年に作成された修身科の教育資料である。この史料も平田に関するエピソードが明記されている。四点目は、1913（大正2）年に三分小学校によって作成された学事報で、主に地域社会に対する情報提供のために編まれたものである。就学・出席状況やその奨励方法、また「社会教育」と題して同窓会や自誼会などの地域団体における取り組みについても記載されており、三分小学校がどのように地域とかかわりを結ぼうとしたのかを明らかにするのに重要な史料である。
- 12) 創立は1873（明治6）年5月23日で開校（三分学舎）同日である。それ以降、1878（明治11）年5月23日に久良岐郡公立三分学校、1892（明治25）年4月23日に久良岐郡六浦荘村立三分小学校、1926（大正15）年2月15日に六浦荘村立六浦荘尋常小学校、1936（昭和11）年10月1日に横浜市に編入し横浜市六浦尋常高等小学校、1941（昭和16）年4月1日横浜市六浦国民学校、1947（昭和22）年5月1日休校（校舎を六浦中学校に転用）、同年11月15日横浜市立六浦小学校になっている。
- 13) 小学校教育効績者選奨とは、1905（明治38）年に公布された「小学校教育効績状規程」に基づき実施された文部省の政策であり、「〈優良教師〉の〈優良事績〉を選奨する施策」（笠間、前掲書、136頁）であった。「小学校教育効績状規程」の成立過程と実施過程（選考過程と推奨過程）に関しては笠間、前掲書を参照。
- 14) 「多年小学校教育に従事し励精其職に尽し教導感化の功学校の内外に及ぶ仍て明治三十八年六月文部省第十一号小学校教育効績状規程第一条に依り効績顕著なるものと認め茲に之を選奨す」（『神奈川県教育会雑誌』第95号、46頁）。
- 15) 六浦荘尋常高等小学校「郷土より得たる修身科教育資料」（1927年、横浜市立六浦小学校歴史資料室所蔵）。

- 16) 長島重三郎「回想録」(1947年、長島家所蔵)。
- 17) 同上。
- 18) 同上。
- 19) 「郷土より得たる修身科教育資料」、前掲註15参照。
- 20) 同上。
- 21) 同上。
- 22) 同上。
- 23) 同上。
- 24) 同上。
- 25) 同上。
- 26) 同上。
- 27) 「回想録」、前掲註16参照。
- 28) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1912年6月14日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 29) 「郷土より得たる修身科教育資料」、前掲註15参照。
- 30) 「回想録」、前掲註16参照。
- 31) 『新横須賀市史 通史編 近現代』(横須賀市、2015年)169-170頁。
- 32) 同上書、372頁の表2-4-1より抜粋。
- 33) 同上書、457頁。
- 34) 「六浦荘村団体一覧」(1912年、布川隆義家文書、横浜開港資料館所蔵)。
- 35) 「郷土より得たる修身科教育資料」、前掲註15参照。
- 36) その他、会員同士の相互扶助を目的とした「会員慶弔」や地域整備のための「道路修繕」、また優秀者に対する「善行表彰」「工業補習生表彰」や「満期退会者優待」などが自彊会において取り組まれた(同上)。
- 37) 「回想録」、前掲註16参照。
- 38) 尋常高等三分小学校「学事報」(第三号、1913年、布川義隆家所蔵文書、横浜開港資料館所蔵)。
- 39) 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史』(資料編第一巻、神奈川県教育委員会、1971年)759-760頁。
- 40) 神奈川県県民部県史編集室『神奈川県史』(通史編4近代・現代(1)、1980年)850-851頁。
- 41) 神奈川県企画調査部県史編集室編『神奈川県史』(資料編11近代・現代(1)、1974年)804頁。
- 42) 大正元年9月調査の段階で「平田」と記されていることから、当時の校長である平田恒吉がまとめたものであることが推察できる。項目には児童数、出席率、就学率のほか、教員数や修業年限、学級数、卒業数や学童貯金などの数値が記されている。未記入箇所が見られるが、明治6年から大正5年まで(大正8年が修業年限と学級数のみ)記載されており、大正4年に平田が亡くなったことから勘案すると、その後の校長の業務として引き継がれることはなかった(「沿革一覧表」(横浜市立六浦小学校歴史資料室所蔵))。
- 43) 「学事報」、前掲註38参照。
- 44) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1909年4月1日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 45) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1910年6月1日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 46) 「学事報」、前掲註38参照。
- 47) 同上。
- 48) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1909年1月9日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 49) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1912年4月19日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 50) 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史』(通史編下巻、神奈川県教育委員会、1979年)78頁。
- 51) 「六浦荘村団体一覧」、前掲註34参照。

- 52) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1912年2月25日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 53) 同上。
- 54) 「長島与兵衛氏来校金拾円ヲ寄贈セラレ児童ノ奨励費ニ充テランコトヲ附言セラル即其趣意ヲ賛シ育成会ヲ 組織シテ有志ノ寄附ヲ請ヒ其元金ハ銀行貯金ニ預入シ利子ヲ以テ児童ノ学業德行ヲ奨励シ貧困児ヲ援助スルノ計画ヲナセリ」(「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1909年1月8日、横浜市立六浦小学校所蔵))。
- 55) 「学事報」、前掲註38参照。
- 56) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1913年3月11日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 57) 同上。
- 58) 「学事報」、前掲註38参照。
- 59) 同上。
- 60) 同上。
- 61) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1909年6月11日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 62) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1910年7月19日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 63) 「神奈川の部落史」編集委員会『神奈川の部落史』(不二出版、2007年)128頁。
- 64) 「郷土より得たる修身科教育資料」、前掲註15参照。
- 65) 「神奈川の部落史」編集委員会、前掲書、154頁。
- 66) 同上書、140-141頁。
- 67) 同上書、140-143頁。
- 68) 神奈川県青和会編『国民融和の恩人』(1935年)。(部落解放同盟六浦支部機関誌編『浜のひかり』創刊号、1994年6月、49-58頁所収、現在原本は所蔵地不明)。
- 69) 同上。
- 70) 「回想録」、前掲註16参照。
- 71) 神奈川県青和会編、前掲書。
- 72) 「回想録」、前掲註16参照。
- 73) 神奈川県青和会編、前掲書。
- 74) 「六浦荘村立三分小学校沿革誌」(1911年10月21日、横浜市立六浦小学校所蔵)。
- 75) 「神奈川の部落史」編集委員会、前掲書、151頁。
- 76) 明治末期から大正期にかけて村長であった布川悦五郎の教育に対する意識もかかわっていた。1911(明治44)年に村長に就任した彼は、神奈川県内の村や模範村である静岡県賀茂郡稲取村に赴き、勸業全般の改良・奨励方法や、土地利用の方法、役場事務、徴税方法などを中心に視察した。特に力を入れたのが、村内の教育普及と産業振興であり、1912(明治45)年予算編成にあたっては、就学奨励を目的とした小学校の授業料の免除や教員給料の増給、学校設備の費用を増額するなどして、学校教育の拡充方針を強く打ちだした(横浜開港資料館編『地域資料を読む1 横浜市金沢区布川家文書』(横浜開港資料館、2005年)36頁)。

〈付記〉本論文を執筆するにあたっては、「長島家文書」の史料閲覧に際し、長島嘉昭氏(神奈川県横浜市金沢区)のご厚意にあずかった。心より深謝の意を表する。